

大涌谷周辺への立入規制マニュアル



令和8年3月
箱根山火山防災協議会幹事会

目 次

第 1	要領の趣旨・目的	1
第 2	噴火警戒レベルに応じた立入規制	2
1	噴火警戒レベルに応じた立入規制範囲	2
2	噴火警戒レベルに応じた規制場所	4
3	連絡系統及び対応	8
第 3	火山ガスの影響による立入規制	12
1	火山ガスの影響による立ち入りを規制する場所	12
2	火山ガス常時計測機器設置場所	13
3	計測値に応じた措置	15
4	連絡系統及び対応	18
5	火山ガスの影響による規制の解除	22

大涌谷周辺の立入規制マニュアル

第1 要領の趣旨・目的

箱根町は、大涌谷園地やその周辺において、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げ又は引き下げをした場合若しくは「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」において定める基準を超える火山ガスが計測された場合、観光客、事業者、住民その他の利用者の安全を確保するため、必要に応じて災害対策基本法による避難指示（第60条）や警戒区域の設定（第63条）等により防災対応を関係機関と協力して講じる。

【立入規制の事前周知について】

1 周知内容

箱根町及び町内の宿泊事業者、観光事業者等（以下「事業者等」という。）は、以下の事象により大涌谷において「立入規制」が行われることを周知する。

- 天候、風向き等により、大涌谷園地内で火山ガス濃度が高くなった場合の立入規制
- 天候、風向き等により、園地周辺の県道、別荘地等で火山ガス濃度が高くなった場合の立入規制
- 火山活動の状況による立入規制

2 周知方法

箱根町及び事業者等は、以下の方法で観光客に対し立入規制について周知する。

- 施設等の使用者へのチラシの配布、声掛け等
- 施設等への火山に関する掲示物等の貼付

【災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）】

- ・ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、必要と認められる地域の住民等に対して避難勧告及び避難指示を発令し、避難のために立ち退かせることができる。

【災害対策基本法第63条（市町村長の警戒区域の設定）】

- ・ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、指定する地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は指定する地域からの退去を命ずることができる。

第2 噴火警戒レベルに応じた立入規制

1 噴火警戒レベルに応じた立入規制範囲

箱根町は、災害対策基本法第63条の警戒区域の設定に基づき、次の範囲を立入規制する。

(1) 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき
又は噴火警戒レベル2のとき

【表1 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2の規制範囲】

立入規制の範囲	位置
噴火警戒レベル1 ・大涌谷園地周辺 噴火警戒レベル2 ・想定火口域〔幅450m・長さ1750m〕 ＊青色実線の県道734号(大涌谷小涌谷)の大涌谷三叉路から大涌谷園地までは通行できません。	

※ 必要と認められるときは、気象庁から「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以下、臨時情報という）が発表された場合や、臨時情報の発表が無くとも火山活動に異常が認められる場合等をいう。

※ 必要と認める例示（噴火警戒レベル1で実施した自然研究路の閉鎖（H27.5.4））

(2) 噴火警戒レベル3のとき

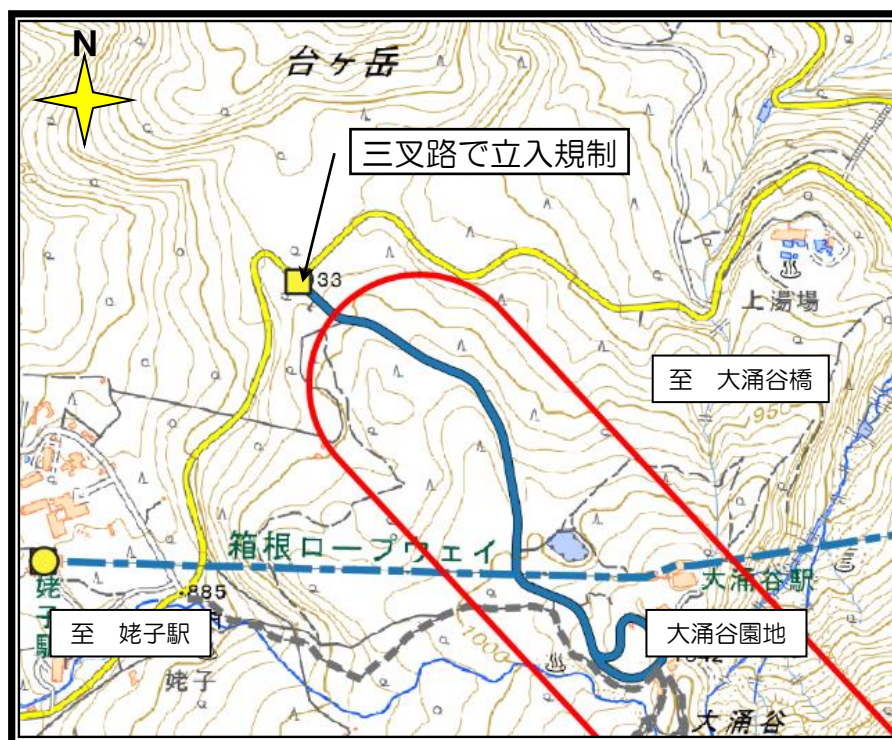
【表2 噴火警戒レベル3の規制範囲】

立入規制の範囲	位置
<p>噴火警戒レベル3</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定火口域の端から最大600m程度のエリア（大きな噴石の影響範囲） <p>*青色実線の県道734号(大涌谷小涌谷)、県道735号(大涌谷湖尻)、町道仙3号(姥子通)は通行できません。</p>	

2 噴火警戒レベルに応じた規制場所

立入規制範囲への車両、歩行者等の立ち入りを規制するため以下の場所で立入規制を行う。

- (1) 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制することが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のとき



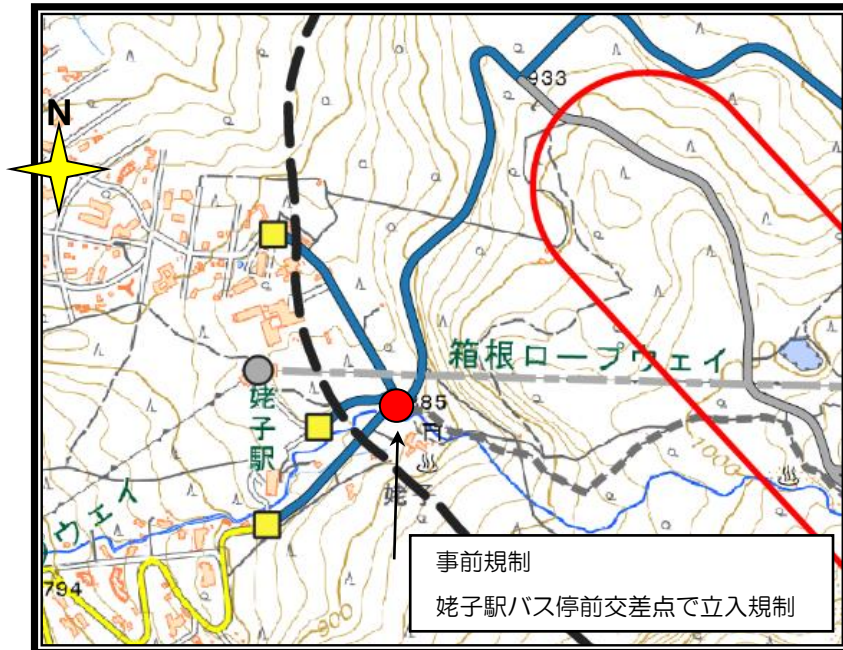
【図1 噴火警戒レベル1で箱根町が立ち入り規制することが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のときの規制場所】

(2) 噴火警戒レベル3のとき

ア 姥子地区

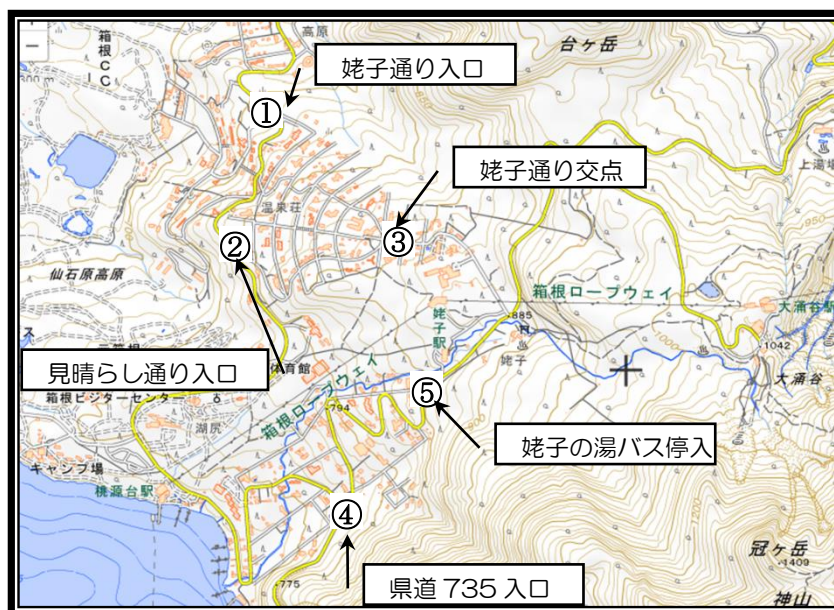
(ア) 事前の規制

姥子地区は道路が狭く、回転やすれ違いが困難なことからレベル引き上げ後は、規制が周知されるまでの間、渋滞防止及び車両を迂回処置のため、姥子駅バス停前で規制を行う。



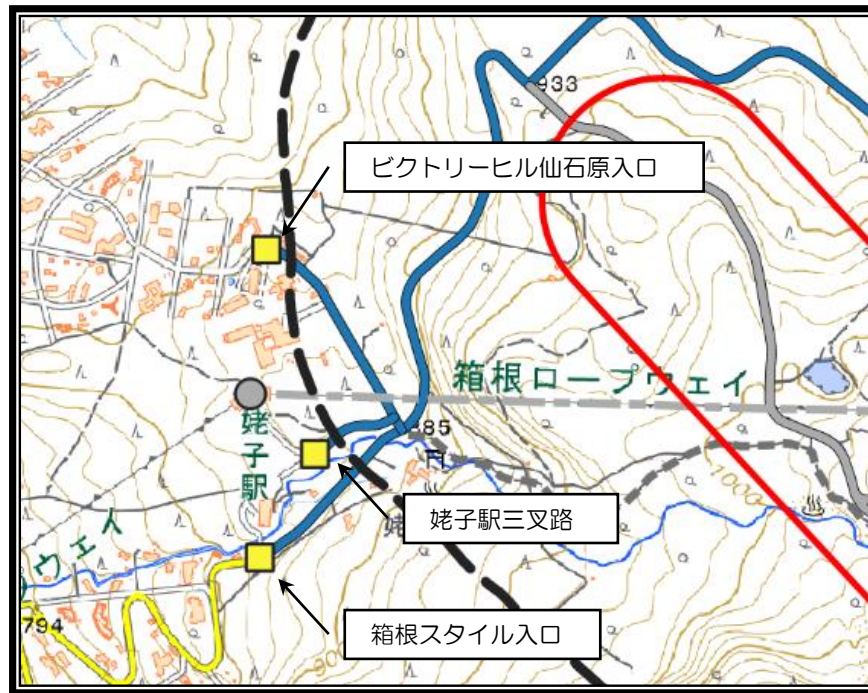
【図2 噴火警戒レベル3の規制場所】

(イ) 立入規制周知看板設置場所



【図3 噴火警戒レベル3の立入規制周知看板設置場所】

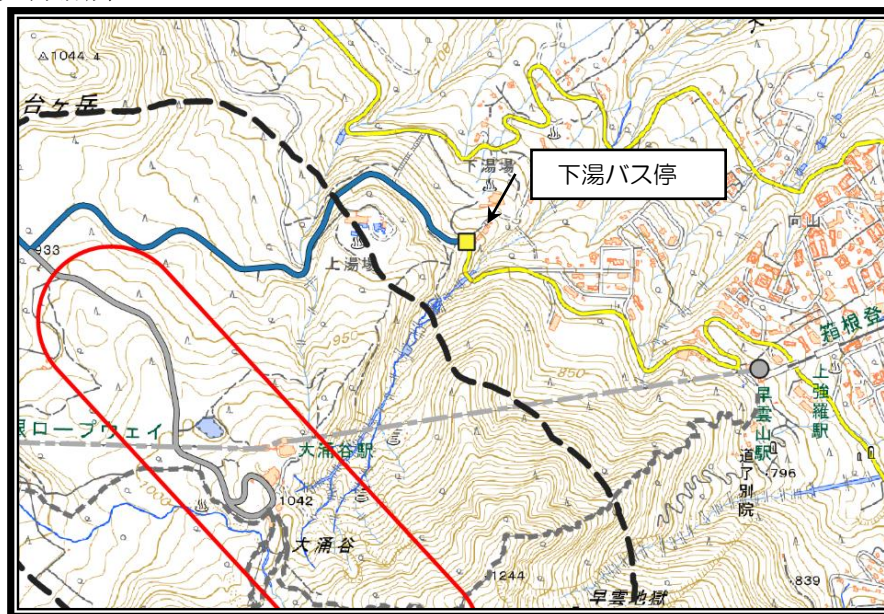
(ウ) 立入規制周知後の規制場所



【図4 噴火警戒レベル3の立入規制周知後の規制場所】

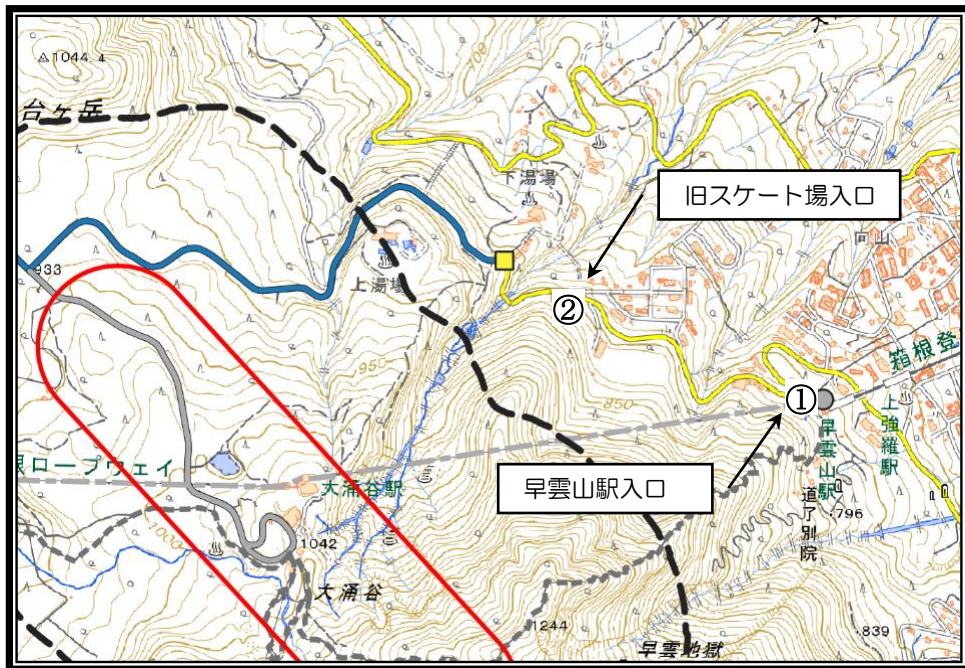
イ 下湯地区

(ア) 規制場所



【図5 噴火警戒レベル3の立入規制場所】

- (1) 立入規制周知看板設置場所
車両が反転する地積のある地点に看板を設置する。



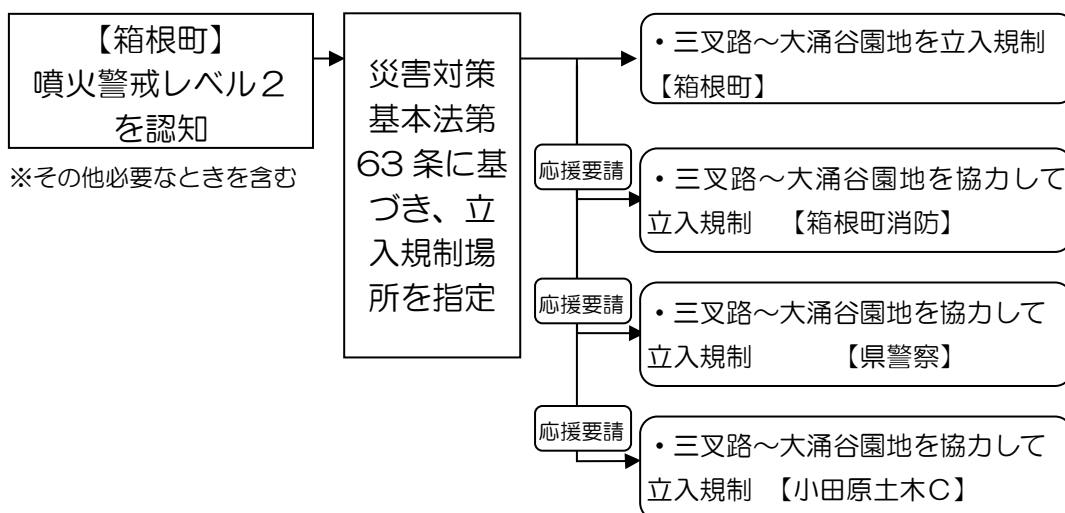
【図6 噴火警戒レベル3の立入規制周知看板設置場所】

3 連絡系統及び対応

(1) 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき 又は噴火警戒レベル2のとき

基準	立入規制区間	根拠法令
噴火警戒レベル3	・ピクトリーヒル仙石原入口 ・姥子駅三叉路 ・箱根スタイル入口 ～下湯バス停	災害対策基本法 第60・63条

- ※ 箱根町は、火山ガスの影響により噴火警戒レベル2の範囲を、災害対策基本法第63条の警戒区域に設定している。警戒区域の解除については、火山ガス等の状況を踏まえて、箱根町が判断する。
- ※ 噴火警戒レベル引き上げ等に伴う立入規制は、箱根町の要請に基づき実施機関が連携して実施する。
- ※ 立入規制に伴う警備員の配置は、箱根町が行う。（配置時間：午前9時～午後5時）
- ※ 噴火警戒レベル引き下げ等に伴う規制の解除は、道路管理者による安全点検が終了した後に行う。
- ※ 噴火警戒レベル4・5の立入規制は、噴火の規模に応じ箱根町が警戒区域を設定し、関係機関が協力して立入規制を実施する。



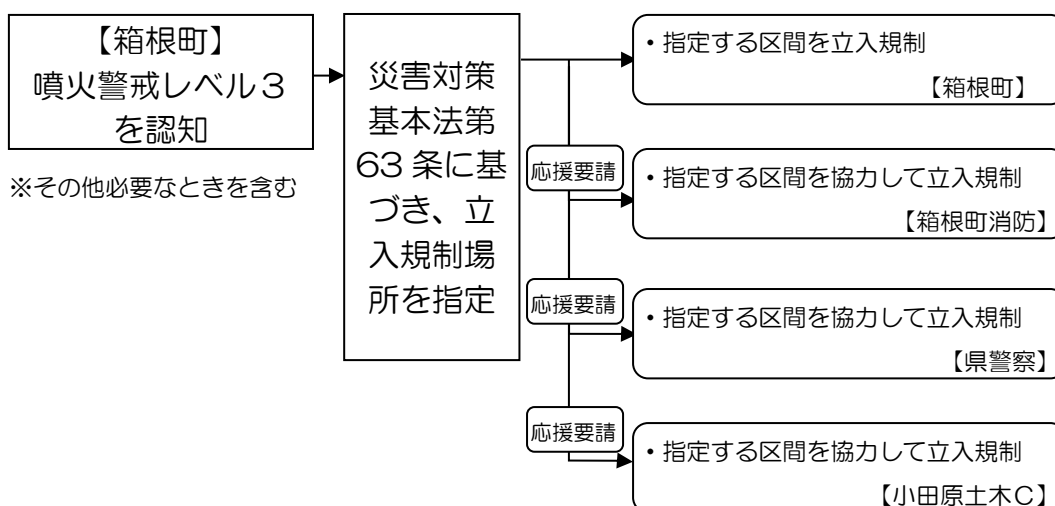
【表3 噴火警戒レベル1で箱根町が立入規制をすることが必要と認めるとき又は噴火警戒レベル2のときの立入規制】

組 織	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> • 安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第60条に基づく避難指示を発令し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。 【 三叉路～大涌谷園地 】 • 箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。

(2) 噴火警戒レベル3のとき

基準	立入規制区間	根拠法令
噴火警戒レベル3	姥子駅前～早雲山駅前	災害対策基本法 第60・63条
	姥子駅前～下湯バス停前	

- ※ 箱根町は、火山ガスの影響により噴火警戒レベル2の範囲を、災害対策基本法第63条の警戒区域に設定している。警戒区域の解除については、火山ガス等の状況を踏まえて、箱根町が判断する。
- ※ 噴火警戒レベル引き上げ等に伴う立入規制は、箱根町の要請に基づき実施機関が連携して実施する。
- ※ 立入規制に伴う警備員の配置は、箱根町が行う。
(配置時間：午前9時～午後5時(早雲山駅前のみ))
- ※ 噴火警戒レベル引き下げ等に伴う規制の解除は、道路管理者による安全点検が終了した後に行う。
- ※ 噴火警戒レベル4・5の立入規制は、噴火の規模に応じ箱根町が警戒区域を設定し、関係機関が協力して立入規制を実施する。



【表4 噴火警戒レベル3のときの立入規制】

組 織	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> • 安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第60条に基づく避難指示を発令するとともに、同法第63条に基づく警戒区域を設定し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。 <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> • ビクトリーヒル仙石原入口 • 姥子駅三叉路 • 箱根スタイル入口 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>～下湯バス停</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> • 箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。

2 火山ガス常時計測機器設置場所

大涌谷園地及びその周辺の火山ガス常時計測機器の設置場所は下図のとおりとする。

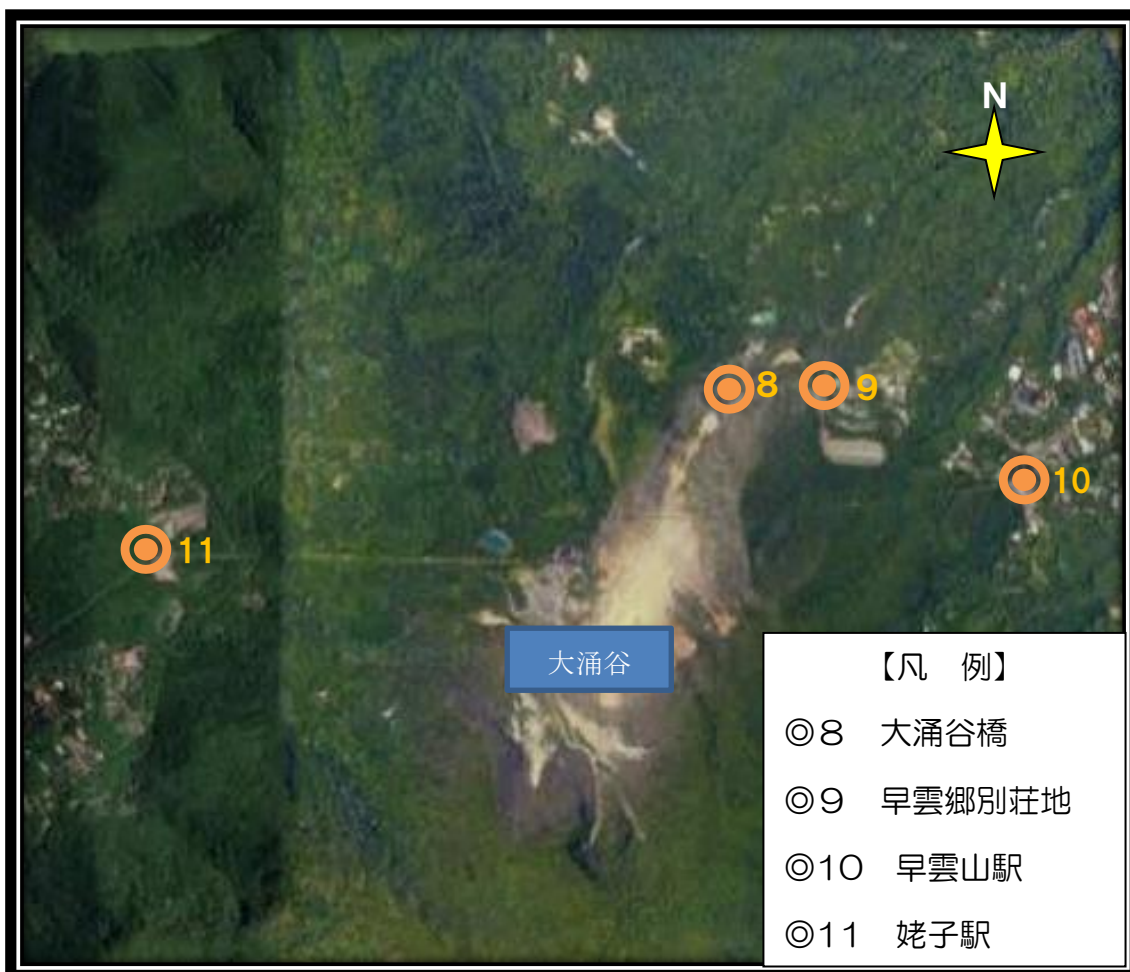
(1) 大涌谷園地内の火山ガス常時計測機器設置場所



Google マップを使用して地図を作成しています。

【図8 大涌谷園地内常時計測機器設置場所】

(2) 大涌谷外縁の火山ガス常時計測機器設置場所



Google マップを使用して地図を作成しています。

【図9 大涌谷外縁の常時計測機器設置場所】

3 計測値に応じた措置

火山ガスは、天候や地形、風向や風速の影響を受けやすく、計測場所ごとに基準値を超えた場合の対応を考える必要がある。このため、火山ガス常時計測機器の設置場所及び計測値ごとの立入規制の対応は下表のとおりとする。

【表5 大涌谷園地内の計測値に応じた実施すべき立入規制】

園地内の計測値 (単位：ppm)	箱根町が発する情報	立入規制の対応
【SO ₂ 】 いずれかで0.2以上 【H ₂ S】 いずれかで5以上	※1 注意喚起	なし
【SO ₂ 】 いずれかで 2以上～5未満	※2 注意喚起（強）	なし
【SO ₂ 】 いずれかで5以上 【H ₂ S】 いずれかで10以上	※3 注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 三叉路から大涌谷園地へ流入する人及び車両を規制する。 三叉路から大涌谷園地の間に残存する観光客及び車両を流出させる。
【SO ₂ 】 いずれかで10以上 【H ₂ S】 いずれかで50以上	※4 警戒情報	

※1・※2 基準値については、5分間の平均値とする。

※3・※4 基準値については、瞬間値とする。

※1・※2・※3・※4ともにSO₂又はH₂S、いずれかの基準値に達した場合による。

【表6 園地内の注意喚起、注意情報及び警戒情報】

区分	SO ₂ 基準値	H ₂ S基準値	措置
※1 注意喚起	いずれかで 0.2ppm以上	いずれかで 5ppm以上	自然研究路 注意喚起放送 その他の園地 注意喚起放送
※2 注意喚起 (強)	いずれかで 2ppm以上 5ppm未満		自然研究路 注意喚起放送(強) その他の園地 注意喚起放送(強)
※3 注意情報	いずれかで 5ppm以上	いずれかで 10ppm以上	自然研究路 閉鎖 その他の園地 屋内退避
※4 警戒情報	いずれかで 10ppm以上	いずれかで 50ppm以上	自然研究路 閉鎖 その他の園地 避難 ※災害対策基本法に基づく避難指示

※1・※2 基準値については、5分間の平均値とする。

※3・※4 基準値については、瞬間値とする。

※1・※2・※3・※4ともSO₂又はH₂S、いずれかの基準値に達した場合による。

- 「大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアル」から抜粋

【表7 大涌谷外縁の計測値に応じた実施すべき立入規制】

大涌谷外縁の計測値 (単位：ppm)	箱根町が発する情報	立入規制の対応
【SO ₂ 】 いずれかで2以上	注意喚起	なし
【SO ₂ 】 いずれかで5以上	注意情報	なし
【SO ₂ 】 いずれかで10以上	警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町が指定する県道の区間を災害対策基本法第63条に基づき立入規制する。

【表8 大涌谷外縁の注意喚起、注意情報及び警戒情報】

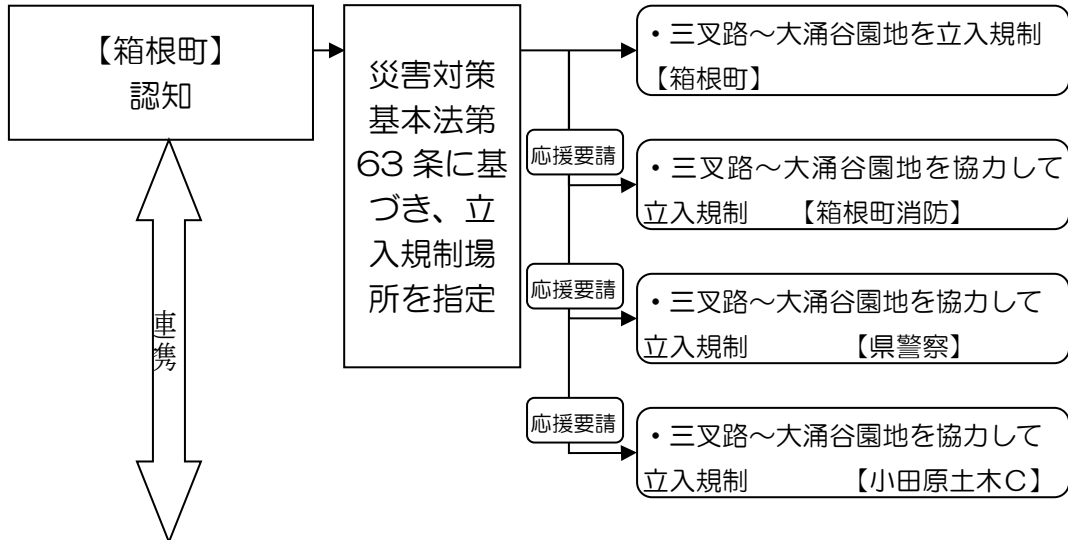
区分	SO ₂ 基準値	防災対応
注意喚起	いずれかで2ppm以上	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線による注意喚起放送
注意情報	いずれかで5ppm以上	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線による注意喚起放送 箱根町及び箱根町消防による個別訪問による注意喚起
警戒情報	いずれかで10ppm以上	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町は災害対策基本法第60条に基づき指定する区間に避難指示を発令 防災行政無線による避難指示放送 箱根町及び箱根町消防による個別訪問による避難指示 やまなみ荘への避難

※ 基準値を5分間継続して計測した場合防災対応を開始する。

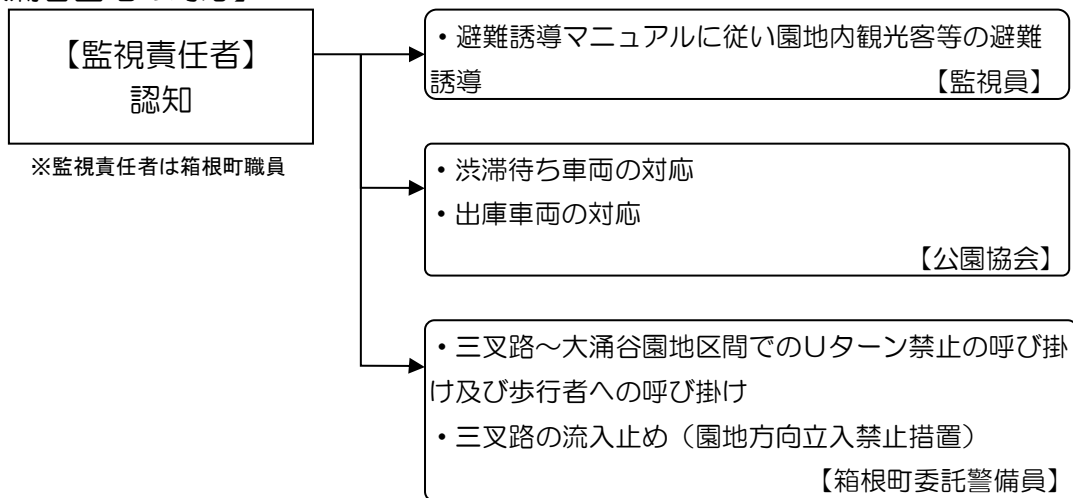
4 連絡系統及び対応

(1) 大涌谷園地内の計測値で立入規制の対応が生じた場合

【町役場の対応】



【大涌谷園地の対応】



【表9 大涌谷園地内の計測値で立入規制が生じた場合の対応】

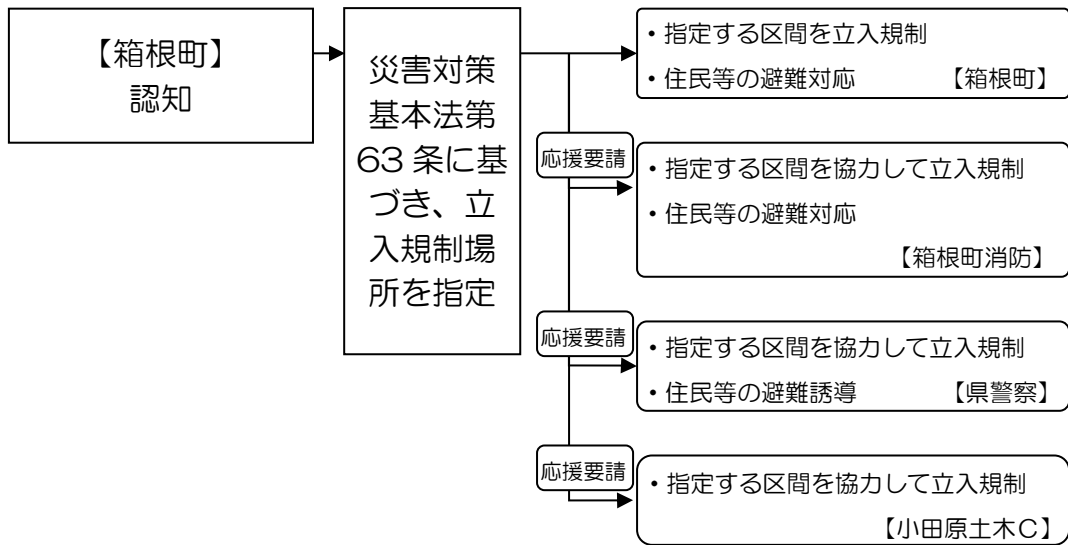
機 関	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> 安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難指示を発令し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 三叉路～大涌谷園地 ② 状況に応じた区間 箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【箱根町委託警備員】	<ul style="list-style-type: none"> 流出車両との事故を防止するため、駐車場から三叉路方向に向かいながら「Uターン禁止」を呼び掛ける。 徒歩で園地に向かっている観光客、登山者等に声掛けを行い、下山させる。 三叉路の流入止め（園地方向立入禁止措置）を行う。
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。
【 公 園 協 会 】	<ul style="list-style-type: none"> 渋滞待ち車両を園地から流出させるため、駐車場入口の車両を三叉路方向に流す。 出庫車両と流出車両との事故を防止するため、出庫場所に誘導員を配置し交通整理を行う。

※ 車両の避難誘導に係る法的根拠は、災害対策基本法第 60 条（避難指示等）又は 63 条（警戒区域の設定）とする。

※ 公園協会は、下山する駐車場待ち車両、出庫する車両が合流する場所に職員を配置し、効果的な広報により車両事故防止を徹底する。

※ 箱根町委託警備員は、下山する車道を用いたUターンを禁止し、窓を閉め、園地で下山ルートに入るよう呼び掛ける。

(2) 大涌谷外縁の常時計測機器の計測値で立入規制の対応が生じた場合



【表 10 大涌谷外縁常時計測機器の計測値で立入規制が生じた場合の対応】

機 関	対 応
【 箱 根 町 】	<ul style="list-style-type: none"> • 安全確保のために必要な以下の区間を指定し、災害対策基本法第 60 条に基づく避難指示を発令し、箱根町消防、県警察及び小田原土木センターに立入規制の応援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 姥子～早雲山 ② 姥子～旧カトリック前 ③ 状況に応じた区間 • 箱根町消防、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。 • 住民等の避難対応を実施する。
【 箱 根 町 消 防 】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、県警察及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。 • 住民等の避難誘導を実施する。
【 県 警 察 】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び小田原土木センターと協力して立入規制を実施する。 • 住民等の避難誘導を実施する。
【小田原土木センター】	<ul style="list-style-type: none"> • 箱根町からの応援要請を受け、箱根町、箱根町消防及び県警察と協力して立入規制を実施する。

※ 車両の避難誘導に係る法的根拠は、災害対策基本法第 60 条（避難指示等）又は 63 条（警戒区域の設定）とする。

5 火山ガスの影響による規制の解除

注意情報及び警戒情報の解除は次表の基準による。

(大涌谷周辺の観光客等の避難誘導マニュアルから抜粋)

	SO ₂ 基準値	H ₂ S 基準値
解除	①2ppm未満まで下がったことを確認し、30分の計測をスタートする。 ②計測から30分経過時に0.2ppm未満まで下がったことを確認した場合、その時点で注意情報又は警戒情報を解除する。 ③計測から30分経過時に0.2ppm未満まで下がらなかった場合、その後もSO ₂ 濃度の計測を継続し、0.2ppm未満を確認した時点で注意情報又は警戒情報を解除する。	「10ppm」以下を確認し、30分後までに5ppm未満を計測した場合。(解除の要領はSO ₂ の方法に準じる。)

※ 大涌谷園地内及び大涌谷外縁の規制は共通

< (例) SO₂ の注意情報又は警戒情報の解除の流れ >

